

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第31回)
2. 日 時	平成27年1月22日(木) 午前10時00分～10時45分
3. 議 案	1. 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告書を受けた検討事項(インターネット取引における高齢者ガイドラインの適用について) 2. その他
	平成25年10月、「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」(以下、「GL」という。)において、高齢顧客に「個別商品の買付けに関する説明」が行われないインターネット取引はGLの対象外と整理したところ、本件について複数の会員から様々な意見が寄せられた。これを受け、本協会では、平成26年6月、自主規制会議の下部機関として「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」(以下、「懇談会」という。)を設置し、同懇談会において、平成26年12月、「中間報告書」を取り纏め、公表した。 事務局より、当該報告書について説明を行った後、懇談会の座長である大崎氏及び委員である池田氏より、懇談会の雰囲気及び今後WGにおいて検討するに当たって留意すべき事項等について説明を受けた。なお、検討事項についての具体的な議論については次回以降の会合で行うこととされた。 なお、前回会合(平成26年12月3日開催)で議論したGLにおける「約定結果の確認・連絡」への対応については、金融庁の意向を踏まえ、事務局にて作成した協会員通知案について意見照会した結果、各委員等から様々な意見が寄せられたことから、改めて整理のうえ、引き続き検討することとなった。 1. 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告書を受けた検討事項(インターネット取引における高齢者ガイドラインの適用について) <大崎座長> ・ 懇談会においては、対面取引を中心とする証券会社の代表者の方々から、GLで求められる対応が、インターネット取引と比較して不当なくらい重くなっており、不満であるとの声が見受けられた。 ・ 懇談会では、金商法上、インターネットを通じた勧誘の存在は否定されていないことを確認し、一方で、GLにおける「勧誘」は金商法の勧誘とは定義が異なっているものの、GLにおいてもインターネットを通じた勧誘について、その存在を否定していないことを確認した。よって、インターネットを通じた取引であっても、GLの適用対象となり得ることの認識を共有した。 ・ しかしながら、具体的に、インターネットを通じてどのような行為が行われたらGLに沿った対応が必要であるのかについては明確ではないため、本WGで検討してほしい。 ・ また、各証券会社においては、自主規制規則上、地場受け・地場出しの関係から、他社に口座を開設できないため、他社のログイン後の画面については確認することができない。よって、ログイン後の画面において、GLの勧誘に該当するような表示がされているのではないか、という疑心にもつながっているのかもしれない。 ・ したがって、本WGでは、各社がインターネットを通じて、どのようなサービスを提供しているかについて情報交換していただくことも有用であると考えます。 ・ また、インターネット専門証券会社でも、コールセンターを設けている社もある。コールセンターと組み合わせた時、いわゆるハイブリット取引を行った場合等におい

て、GLにおける「勧誘」に該当し得ることや、そういった潜脱行為に対して何かしらの抑止的な措置をしていないのではないかと、という意見もあった。

- ・ 本WGにおいては、そのような懇談会での議論を踏まえ、インターネット取引について、どのようなケースがGLに沿った対応を行うべきかについて検討いただく必要があると思う。また、検討の結果として、現行のGLに新たに文言を追加して明確化したり、現行のGLとは別にインターネットを通じた取引専用のGLを作成することも考えられる。

<池田委員>

- ・ 懇談会はあくまで懇談会である。懇談会がGLを作成するといった対応をするわけではないため、本WGへの検討を依頼する形となったと認識している。
- ・ インターネットを通じた取引について、適合性の原則をどのように当てはめていくのか、という問題点がある。これは、高齢者だけでなく顧客全体に対して共通する問題だが、現行GLを見直すならば、本WGではこれを高齢者保護の視点から考える必要があると理解している。
- ・ 現行GLでは、電話や対面（店頭、外交）に関する記載が多く、インターネット取引が想定されていないのではと感じてしまう方がいると思うが、実際は、GLにおいて、「投資勧誘規則第5条の3に規定する『勧誘による販売』に該当する行為がなされない限り、…適用対象にはならない…」との記載があり、インターネット取引は想定されている。
- ・ しかしながら、この適用対象になるものとならないものについては具体的な記載はないため、本WGで明確化を図ることを検討してほしい。その際は、インターネット取引のみでGLにおける「勧誘」に該当するのか、あるいはハイブリット取引であれば該当するのか、そのような視点からも議論してほしい。
- ・ なお、企業内容等開示ガイドラインにおいては、有価証券の募集又は売出し行為に該当するものとして、書面だけではなく、テレビ、ラジオ、インターネット等についても「勧誘」に該当するとしているため、インターネットを通じた取引においても「勧誘」は存在し得ると認識している。
- ・ 本WGでは高齢者保護の観点から現行GLを検討しているので、インターネット取引という高齢者に限らない問題とはいえ、かかる観点を踏まえた議論が必要と思う。

(主な意見等)

- ・ WGにおける検討の方向性としては、現行GLについてインターネット取引も含むことを明確化する旨の改訂か、あるいは別途インターネット取引専用的高齢者GLを作成するのか。
⇒ 対応の方向性については全ての可能性を排除していない。議論していただいた結果として、どちらの対応もあり得ると考える。(事務局)
- ・ 例えば、インターネットを通じて顧客画面にログインした上で商品を注文した場合、ウェブサイト上の表示を見て商品を買ったかどうか分からない。その点は顧客に会って商品を勧めて買ってもらった対面取引とは大きく異なる。ウェブサイト上の表示が勧誘であるならば、インターネットを通じた取引のどの取引が、ウェブサイト上の表示を見て買ったかどうかは見分けがつかないため、結局、インターネット取引については、高齢者全てに対してGLを適用させるということになるのではないかと。
⇒ それは今後本WGで議論することである。何がGLの「勧誘」に該当するのかにかかっている。

	⇒ 議論にあたって留意いただきたい点がある。現状、目論見書の交付については顧客が読んだことの確認までは不要と整理されている。一方、今お話しいただいたように顧客の目に触れただけで勧誘であると整理してしまうと、目論見書を読んだことまで確認することを求められるといった話まで波及してしまうのではないかと考える。 ⇒ インターネットを通じた取引における勧誘を定義するに当たっては、おそらく、特定商品に対する購入を誘引していると合理的に説明できる根拠を示せる必要があると考える。 ・ 本 WG の終着点はどのようなになるのか。本 WG での検討結果を懇談会に報告することによいのか。本 WG と懇談会との関係性を教えてほしい。 ⇒ 検討状況に応じて主査と相談の上で対応することを考えている。WG においてある程度方向性が固まれば適宜懇談会に報告等を行い、必要に応じて懇談会の開催等についても考えたい。(事務局) ⇒ 懇談会において、GL を改訂するとか、新しい GL を作成するといった結論を求めている訳ではないことを申し添えたい。 ・ 本 WG の議論の結果、特に GL について改訂等しない、という結論となることもあるのか。 ⇒ あり得ると考えている。もし、改訂等しないという結論であった場合には、懇談会に報告のうえ、懇談会において再度議論等していただくこともあろうと考えている。(事務局) 2. その他 ・ 前回合会（平成 26 年 12 月 3 日開催）で議論した GL における「約定結果の確認・連絡」への対応については、金融庁の意向を踏まえ、事務局にて作成した協会員通知案について意見照会した結果、各委員等から様々な意見が寄せられた。今後の対応については主査とも相談のうえ、対応して参りたい。(事務局) ⇒ 当該対応につき、スケジュール感を教えてほしい。 ⇒ 本件は、昨年 7 月、自主規制規則の見直し要望として対応を求められているので、年度内には対応したいと考えていた。しかしながら、各社様々な意見が寄せられたことから、改めて議論していただく必要があると考えている。したがって、いつまでにどのような対応をするかについては主査と相談させていただく。(事務局) 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）